

夕刊 読賣新聞

発行所 読売新聞東京本社 〒100-8055 東京都千代田区大手町1-7-1 電話(03)3242-1111(代) www.yomiuri.co.jp

ガザ南部 地上侵攻

イスラエル 戦闘 全域に拡大

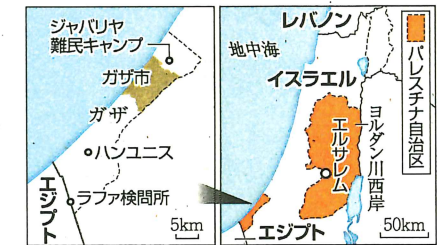
【エルサレム＝福島利之、ワシントン＝池田慶太】パレスチナ自治区ガザを実効支配するイスラム主義組織ハマスとの戦闘を再開したイスラエル軍は3日、多くの避難民が滞るガザ南部への地上侵攻を始めた。戦闘休止前に展開していた北部を含め地上侵攻は全域に及ぶ。激しい空爆もガザ全域で実施しており、犠牲者が増え続けている。

避難民滞り 犠牲増恐れ

軍報道官は「イスラエル一点に対する地上作戦を展開軍はガザ全域でハマスの拠」と表明した。へ



3日、イスラエル軍の攻撃後、ガザ南部ラファで上がった黒煙—AFP時事



3日、「ガザ北部で徹底的かつ強力に戦闘を行ったように、南部でも実施している」と述べた。ガザ南部には、北部の戦禍を逃れた住民が多く避難している。南部で地上戦が激化すれば、巻き込まれる

民間人が増えるのは必至で、国際社会の懸念が高まりそうだ。1日の戦闘再開後、イスラエル軍は空爆を続けている。ロイター通信によると、イスラエル軍は3日、ハマスの司令部や武器貯蔵施設、地下トンネルなどハマスの拠点を攻撃したと発表した。政府報道官によると、軍はこの週末、ガザ南部ハムスを含め400か所以上の標的を攻撃した。ガザの保健当局者は3日、ガザ南部ラファで民家が空爆を受け、7人が死亡したと発表した。ガザ北部のジャバリア難民キャンプ

でも空爆により複数の死者が出たという。中東の衛星テレビ局アル・ジャジーラは3日、ガザ当局者の話として、直近24時間で700人以上が殺害されたと報じた。10月7日の戦闘開始以降、ガザでの死者は1万5500人以上に上るとい

フーシ「イスラエル船攻撃」

【カイロ＝西田道成、ワシントン＝池田慶太】イエメンの反政府武装勢力フーシの報道担当者は3日、同日朝に紅海とアデン湾を結ぶバブアルマンデブ海峡で「イスラエル船2隻を攻撃した」と発表した。1隻にはミサイルで、もう1隻には無人機で攻撃したとい



報道担当者は、2隻が警告を拒否したため標的にし、たと主張し、「ガザの同胞に対する『侵略』が停止するまでイスラエル船の航行を阻止し続ける」と述べた。ロイター通信によると、イスラエル軍報道官は「2隻はイスラエルとは何の関係もない。1隻は重大な損傷を受けて沈没の危機にあり、もう1隻の損傷は軽い」との見方を示した。一方、米中央軍は3日、紅海南部の公海を航行中の商船3隻がフーシから対艦

米国家安全保障会議(NSC)のジョン・カービー戦略広報調整官は3日、米ABCニュースの番組で、「イスラエルは何十万もの人々をガザ北部から南部に移動させた。こうした民間人を考慮しない限り、(イスラエル軍が)南進するのを見たくなないと我々は公に言ってきた」と述べた。カービー氏は別のテレビ番組で、標的を正確に攻撃し、民間人の犠牲をできるだけ最小化するよう、米

ジュネーブ条約

共通第一条〔条約の尊重〕

締約国は、すべての場合において、この条約を尊重し、且つ、この条約の尊重を確保することを約束する。

出典：赤十字国際委員会 HP より

安全保障理事会 2286 (2016)

2016 年 5 月 3 日、安全保障理事会第 7685 回会合にて採択より 〈抜粋〉

〔前文〕

(…)

攻撃されてはならない、医療要員と医療の職務に専ら従事している人道要員、彼らの移動手段と装備、並びに病院とその他の医療施設を武力紛争の状況において尊重しまた保護する、そして傷病者が、実行可能な限り最大限にそしてできるだけ早く、医学的治療と必要な注意を受けることを確保する、国際人道法の下での具体的な義務を更に想起し、

一般住民と戦闘員との間を区別する国際人道法の下での義務、そして無差別攻撃の禁止、攻撃されることになっている目標が、文民でもなくまた民用物でもないことそして医療要員彼らの移動手段や装備また病院やその他の医療施設を含む、具体的保護の対象でないことを検証するため実行可能なあらゆることをする義務をまた想起し、そして文民および民用物に対する害を避けることやいずれにしても最小化する目的であらゆる実行可能な用心をする義務を更に想起し、

これらの義務にもかかわらず、医療要員と医療の職務に専ら従事している人道要員、彼らの移動手段や装備、並びに病院やその他の医療施設に対する暴力行為、攻撃および脅威が、武力紛争の状況で行われておりそしてそのような行為の数が増えていることを深く懸念し、

(…)

〔主文〕

1. 傷病者、医療要員と医療の職務に専ら従事している人道要員、彼らの移動手段や装備、並びに病院やその他の医療施設に対する暴力行為、攻撃および脅威を強く非難し、そして関係する諸国の一般住民と健康管理制度に対するそのような攻撃の長期の結果に憂慮する。

2. 武力紛争の全ての当事者が、全ての医療要員と医療の職務に専ら従事している人道要員、彼らの移動手段や装備、並びに病院やその他の医療施設の尊重と保護を確保するため、適用可能な場合には、国際人権法を含む国際法および国際人道法の下での自らの義務、とりわけ 1949 年のジュネーブ諸条約の下での自らの義務および 1977 年と 2005 年の追加議定書の下での自らに適用可能な義務を十分に遵守することを要求する。

3. 武力紛争の全ての当事者が、国際人道法に適合して、必要としている全ての人に対する、医療要員と医療の職務に専ら従事している人道要員、彼らの装備、移動および外科用品目を含む供給品の安全且つ妨害のない通過を促進することを要求する。

(…)

出典：国連広報センターHP より